

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可等に関する説明会（令和7年5月15日開催） 質疑応答

山梨県 県土整備部 治水課

No.	カテゴリ	質問	回答
1	技術的基準	開発地内の雨水は開発地内で全部処理することとなると、開発地外に出せないということか。	開発地内での処理が基本となるが、開発で流出増した分が対象となり、その流出増分を貯留施設や浸透施設で対策することとなる。
2	技術的基準	開発前の雨水排水量を許容放流量として、貯留浸透施設を考えて良いか。	開発前後の比較で開発増分の対策をすることとなるため、開発前の雨水排水量が許容放流量となる。よってこの値で貯留浸透施設を考えて良い。
3	技術的基準	浸透施設の場合に浸透試験に実施することになるが、その時の箇所数の決まりはあるか。	雨水浸透阻害行為に関しましては、現在そこまでの設定はしていないが、都市計画法の開発許可の手続きで必要になればそれを参考に対応していただく形となる。